

緊急時の対応について～気象警報・大地震・感染症～

1 気象警報が発表されたとき

(1) 緊急対応となる気象警報と地域

- ・ 波浪警報、高潮警報は緊急対応の対象とはなりません。
- ・ 西条市を含む地域に発表された場合が対象です。東予東部地方に警報が発表されても、西条市に発表されていない場合があるので、注意してください。

警報	大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪
発表地域	愛媛県下 全域 ・東予地方 全域 ・東予東部地方 全域 ・西条市

(2) 登校前、警報が発表された場合

- ・ 午前 6：30の時点で、上記の地域に警報が発表された場合 ⇒ 「自宅待機」
 - ・ 午前 7：00の時点で、警報が継続している場合 ⇒ 給食はありません。
 - ・ 午前11：00の時点で、警報が継続している場合 ⇒ 自宅待機を継続し、「臨時休業」
 - ・ 午前11：00までに、解除された場合 ⇒ 「始業時間を遅らせて登校」
- ※ 警報発表、解除については学校からお知らせはありません。ご家庭で、報道内容を確認してください。
- ※ 「自宅待機」「臨時休業」「遅らせて登校」については、マチコミメールやホームページでお知らせします。

(3) 登校中・登校後、警報が発表された場合

- ・ 児童自身による下校が可能な場合 ⇒ 学年または登校班による集団下校
 - ・ 児童自身による下校が困難な場合 ⇒ 学校で待機し、保護者の迎えによる引き渡し下校
- ※ 引き渡し下校の方法は、裏面の最後にあります。別紙と合わせて、よくお読みください。

(4) その他

- ・ 警報が発表されていなくても、保護者が危険と判断した場合は、児童の安全を最優先され、自宅待機させてください。その際、学校への連絡や地域の状況等について情報提供をお願いいたします。
- ・ 前日から、警報発表の可能性が高い場合は「学校から連絡があるまで自宅待機」とすることがあります。

2 大規模地震が発生したとき

(1) 緊急対応となる地震と地域

地震の規模	震度5弱以上 または、地震で学校や周辺に被害がある場合
発生地域	愛媛県東予地方

(2) 登校前、大規模地震が発生した場合

- ・ 学校から連絡があるまで、児童の安全を確保できる場所で待機させてください。

(3) 登校中・登校後、大規模地震が発生した場合

- ・ 登校中の児童について、安全確保が可能な範囲で、教職員が安否確認に向かいます。保護者の方が児童の安全を確保した場合、学校までご連絡ください。
- ・ 登校後の児童については、安全な場所に避難させます。その後、「引き渡し下校」を行います。帰宅後は、ご家庭の判断で身を守る行動をお願いいたします。

(4) お願い

- ・ 家族が避難する場所を決めたり、保護者の方の電話番号を言えるようにしたり、いざという時のための準備をお願いいたします。
- 「・・・もし離れてしまったら、〇〇のところに集まろう。」 「緊急時には、〇〇へ避難しよう。」

3 感染症が発生したとき

(1) 緊急対応となる場合

- ・ 学校関係者において新型コロナウイルス感染症等の発生が確認され、保健所の判断を経て、学校保健安全法第20条により、学校を臨時休業する場合があります。

(2) 緊急対応の方法

- ・ 登校後、臨時休業する場合、接触を低減するため、なるべく早く「引き渡し下校」を行います。
- ・ 午前中に臨時休業が決定した場合、感染リスクを下げるため、給食を食べずに下校する場合があります。
- ・ 学校再開の判断は、保健所及び学校の設置者（西条市）等、関係機関との連携により、判断します。

4 引き渡し下校の要領【別紙 地図参照】

※ 登校後、臨時で下校となる際、児童自身の下校が困難であるときや感染対策が必要なときに、引き渡し下校を行います。

※ 災害時などは、下記の要領を変更することがあります。あらかじめ、ご了承ください。

- ① マチコミメールなどで、引き渡し時刻をお知らせします。
- ② 交通渋滞や密集を回避するため、引き渡し時刻を地区別に分けます。
- ③ 引き渡し対応中は、電話に出られないことがあります。電話でのお問い合わせは極力お控えください。
- ④ 自家用車で来られる場合は、交通渋滞、交通事故防止のため、必ず、別紙順路を守ってください。
- ⑤ 引き渡しカードに記載されていない方が迎えに来る場合は、必ず、保護者の方ご自身が、直接、学校までご連絡ください。安全確保の点で、できるだけ、保護者の方のお迎えをお願いします。

※ 引き渡し時刻（例）これは、一例です。状況に応じて、変更します。

13:30～14:15	上組・天神台・福毘・所藪・大谷・永易・玉津団地・校区外
14:15～15:00	船屋・市塚・下組
15:00～15:45	横黒
15:45～16:25	上記の時間に来られない家庭

5 児童クラブについて

- ・ 学校が臨時休業となった場合、児童クラブも閉まります。
- ・ 午前11:00までに警報が解除されるなど、学校が再開されるときは、児童クラブも開きます。